

装具懇談会について

山本 裕規

昨年、9月24日に名古屋市総合リハビリテーションセンターにて装具懇談会が開催され、23名の方に参加していただきました。

午前中は、吉田さんと私からによる補装具の情報提供、午後は世界最小といわれるスワニー製の車いすの試乗会、補装具に関する個別相談の時間となりました。

吉田さんからは、動画を交えた車椅子や福祉用具の紹介、またサマーセミナーで発表された講義が行われ、私の方からは補装具の支給制度に関する話をさせて頂きました。

補装具の支給に関して、皆様曖昧に解釈されている方が多いと思いまして今回話をさせて頂きましたが、内容について図を交えて簡単に記載したいと思います。参考にして頂ければと思います。

またスワニー製の車いすに関する意見としては、確かに軽量でコンパクトであるが、自走式の車椅子にしては少し金額の面で高価ではないかという意見がありました。

個別相談の時間では、一部の会員様から補装具の修理に関する事、靴の加工に関する事を相談いただきました。

まだまだ経験の浅い私ですが、義肢装具士として働く経験を生かしてこれからも皆様のお役に立てればと思いますので、また気兼ねなくご相談ください。

皆様がよく耳にする補装具という言葉は、法律上の用語になります。これには、義肢、装具、車いす、杖なども含まれます。

さらにこれを目的から見たときに、大きく分けて治療用装具、更生用装具と分類することができます。

治療用装具とは、治療そのものを目的として使用される補装具のことを言います。具体的に治療とは、骨折、体の一部の変形、リハビリテーションなどのことを指します。

治療用装具の支給制度としては、各種健康保険（国民健康保険、協会けんぽなど）の対象となります。支払いの方法に関しては、療養費の立て替え払い、これは補装具代金を全額、補装具製作業者に支払っていただき、後日医師の証明書を添付して加入されている健康保険に申請して保険負担分を戻してもらう方法となります。

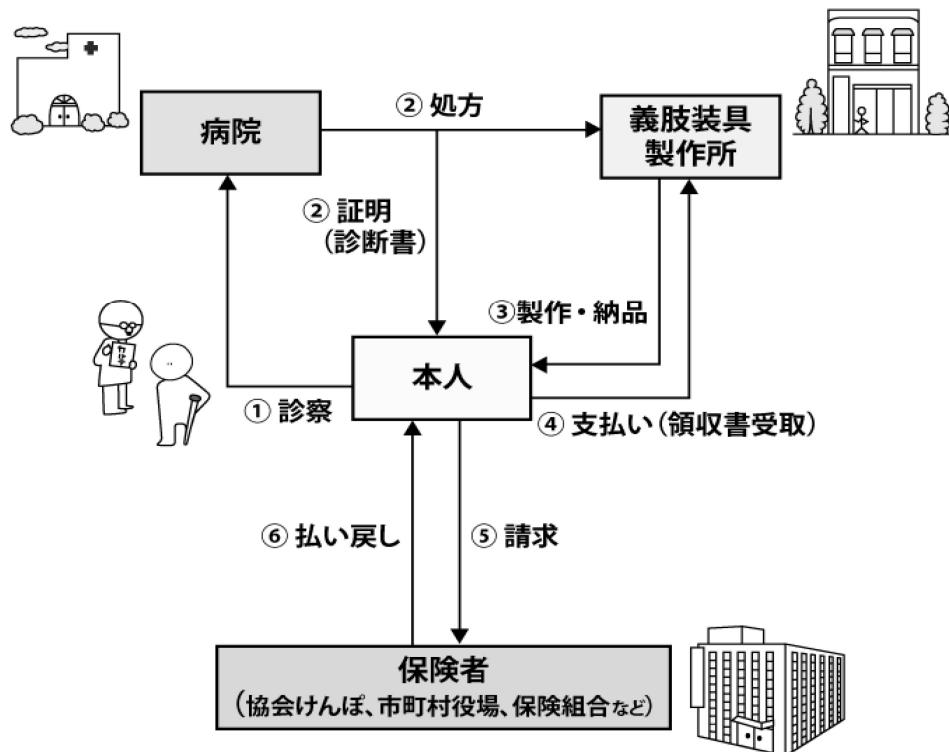
更生用装具とは、治療が終了し、後遺症により麻痺などの障害が残った後に、日常生活の向上を目的に使用されるものを指します。

支給制度としては、社会福祉の制度の対象となりますので、身体障害者手帳を所持していることが前提となります。支払い方法に関しては、補装具の利用者が各市町村に補装具費用の申請をし、許可がおりてから製作をはじめ、かかった費用の一割を負担するという

流れになります。

ポリオ経験者が使用する装具というのはこのような観点からみると更生用装具に分類されるのではないかと考えます。私としては身体障害者手帳を所持している時点でこちらの制度で製作することが妥当だと考えます。治療用装具としても形としては申請することはできるかもしれません、今は医療費削減の観点から最悪の場合申請が通らず全額自費になってしまう可能性も考えられますのでご注意下さい。

健康保険による支給の流れ



掛かった補装具代金を全額、補装具業者に支払っていただき後日、医師の証明書、補装具の領収書を添付し、加入されている健康保険に申請し保険負担分を戻してもらいます（療養費の立て替え払い）

《申請に必要なもの》

- 医師の証明書
- 術装具代金の領収書
- 療養費支給申請書（各保険の窓口にあります）
- 印鑑
- 保険証
- 振込先口座番号が確認できるもの